

2025 年度利益相反マネジメント委員会活動報告

1. 要旨

- 利益相反定期自己申告（申告対象期間：2025 年 1 月 1 日 ～ 2025 年 12 月 31 日）の申告率は 100%であった。
- 公的研究費、特定臨床研究、臨床研究に係る利益相反自己申告において、研究に影響を及ぼすような利益相反問題はなかった。
- 健全な産学官連携活動の推進および教職員の事務負担の軽減ならびに教育・研究効率の向上を目指す。

2. 当該年度の開催状況

委員会開催

(1) 第 32 回利益相反マネジメント委員会

2025 年 7 月 24 日 15 時 00 分 ～ 16 時 10 分

持回り審議

(1) 利益相反マネジメント委員会持回り審議

2026 年 3 月 30 日（公的研究費）

特例※による決定

※学校法人日本医科大学利益相反マネジメント規程第 13 条第 1 項に基づき、利益相反アドバイザーが利益相反マネジメント委員会での審議は必要ないと判断した案件を特例案件として取り扱う。

(1) 公的研究費採択課題に関する利益相反マネジメント（8 回，77 件）

2025 年 8 月 8 日
11 月 11 日，20 日
12 月 5 日
1 月 8 日，21 日
2 月 24 日
3 月 23 日

(2) 特定臨床研究の利益相反マネジメント（47 回，127 件）

2025 年 4 月 14 日，21 日，28 日
5 月 9 日，15 日，22 日，26 日，29 日
6 月 5 日，10 日，16 日，19 日，25 日，30 日
7 月 4 日，9 日，14 日，17 日，24 日
8 月 15 日，26 日
9 月 2 日，3 日，12 日，25 日

10月 8日, 14日
11月 4日, 13日, 14日, 18日, 25日
12月 1日, 3日, 4日, 12日, 19日, 26日
2026年 1月 8日, 19日, 29日
2月 5日, 9日, 16日
3月 10日, 16日, 27日

(3) 2024年定期自己申告 審議結果 (1回, 28件)

2025年 5月 7日

(4) 臨床研究の利益相反マネジメント (9回, 11件)

2025年 5月 13日, 28日
6月 16日
10月 27日
11月 20日
12月 9日, 16日
2026年 1月 8日
2月 24日

(5) 特定機能病院に係る業務報告書 (関東信越厚生局) への回答 (1回)

2025年 9月 24日

(6) 臨床研究の利益相反 (COI) 管理に関する全国医療機関実態調査への回答 (1回)

2025年 11月 18日

(7) 利益相反管理全般に関するアンケート調査 (帝京大学) への回答 (1回)

2025年 12月 18日

3. 活動状況等

(1) 委員会の活動状況

1) 構成委員

2月9日まで

委員長 弦間 昭彦 学校法人日本医科大学 業務執行理事
日本医科大学 学長

2月10日以降

委員長 吉田 寛 学校法人日本医科大学 業務執行理事

副委員長： 柴 由美子^{※1} 弁護士、学校法人日本医科大学 理事

委員： 飯田 香緒里^{※2} 東京科学大学 教授

川嶋 史絵^{※2} 東北大学 特任講師（運営）

荒川 亮介^{※1} 日本医科大学 大学院教授

山口 博樹 日本医科大学 大学院教授

山本 俊昭 日本獣医生命科学大学 教授

白田 実男 日本医科大学 大学院教授

桑名 正隆 日本医科大学 大学院教授

学校法人日本医科大学 研究統括センター長

鈴木 秀典 学校法人日本医科大学 業務執行理事

松山 琴音 日本医科大学 特任教授

※1 利益相反アドバイザー

※2 外部有識者

2) 事務局

学校法人日本医科大学 研究統括センター事務室 8名

研究関係担当： 日本医科大学 研究推進課 課長

日本獣医生命科学大学 研究推進課 課長

人事関係担当： 学校法人日本医科大学 法人本部 人事部 部長

財務関係担当： 学校法人日本医科大学 法人本部 財務部 経理課 課長

3) 定期自己申告

対象者： 申告期間中に、以下に該当する者

1) 学校法人日本医科大学 業務執行理事・参与

2) 専任教員

3) 技術系職員のうち、看護部長、薬剤部長、技師長及び栄養科長

4) 1～3以外で本法人の研究者として公的研究費に採択された者

申告対象期間： 2025年1月1日～2025年12月31日

受付期間： 2026年2月2日～2026年3月22日

申告方法： 利益相反 Web 申告システム

結果： 申告率は 100%であった（申告対象者数 1,156 名）。

申告を受けた案件のうち、緊急に審議を要する案件はないと利益相反アドバイザーが判断したため、審議対象である 22 名の申告について、2026 年度の利益相反マネジメント委員会において審議し、一定基準以上の申告者に対して、利益相反の観点から助言を行う予定である。

対象者内訳：

学校法人日本医科大学法人本部	3 名
日本医科大学基礎医学	98 名
日本医科大学基礎科学	16 名
日本医科大学先端医学研究所	23 名
日本医科大学付属病院	400 名
日本医科大学武蔵小杉病院	161 名
日本医科大学多摩永山病院	132 名
日本医科大学千葉北総病院	185 名
日本獣医生命科学大学	120 名
日本医科大学看護専門学校	18 名

4) 公的研究費に係る利益相反マネジメント

78 課題の公的研究費に係る利益相反自己申告を受けた。

利益相反アドバイザーが対応を検討し、研究に影響を及ぼすような利益相反問題はなかったが、7 課題については利益相反の観点から対応すべき事項を申告者(13 名)へ助言した。

5) 特定臨床研究に係る利益相反マネジメント

臨床研究法では、特定臨床研究を実施する研究者の利益相反自己申告書の内容について、所属機関の長が事実確認を行うことが定められている。各病院の担当部署を通じて、研究責任医師から提出された必要書類に基づき、利益相反アドバイザーが対応を検討した。研究に影響を及ぼすような利益相反問題はなかった。

6) 臨床研究に係る利益相反マネジメント

本法人では、厚生労働省医政局研究開発振興課長通知に基づき「臨床研究法における利益相反管理ガイダンス」の利益相反管理基準に準じて利益相反マネジメントを実施している。定期自己申告において、次の基準に該当する研究者が外部の倫理委員会で審査を受ける場合には、必ず利益相反マネジメント委員会での審議を行うこととしている。

- ① 製薬企業等の寄附講座に所属し、かつ製薬企業等が拠出した資金で給与を得ている。
- ② 製薬企業等から、年間合計 250 万円以上の個人的利益を得ている。
- ③ 製薬企業等の役員に就任している。
- ④ 製薬企業等の一定数以上の株式（公開株式にあつては 5%以上、未公開株式にあつては 1 株以上、新株予約権にあつては 1 個以上）を保有

している。

申告のあった11件について、利益相反アドバイザーが対応を検討し、研究に影響を及ぼすような利益相反問題はなかった。

(2) 自己評価

生命倫理を尊重し、最新の医学を教育・研究できる環境を整えることを目標に、規程に基づき利益相反マネジメントを適切に実施した。年度を通じて特記すべき問題事象の発生はなく、産学官連携活動における透明性は確保され、管理体制は十分に機能していたと評価する。また、定期自己申告については事前および申告期間中の周知活動を活発に行うことで、速やかに申告率100%を達成することができた。

4. 今後の課題

大学発の研究成果を社会へ還元する取り組みが活発化しており、企業等との公的研究費を用いた共同研究が拡大する中で、研究体制のさらなる多様化への対応が課題となっている。今後は、法人内の関連部署との連携を一層強化し、利益相反マネジメントの効率的な実施体制を再構築することで、コンプライアンスの遵守と円滑な研究運営の支援を両立させていく。

5. まとめ

利益相反マネジメントの適切な実施を通じ、健全な研究環境の確保に努めた。次年度以降も、教職員が安心して教育・研究に専念できる環境の維持・向上を図り、産学官連携の更なる活性化を促進する。